

(仮称)花巻市まちづくり基本条例

市民会議提言書

平成19年10月12日

花巻市まちづくり基本条例検討市民会議

目 次

前 文	1
第1章 総則	1
第1条 目的	
第2条 言葉の定義	
第3条 条例の位置付け	
第2章 まちづくりの基本理念	2
第4条 子ども	
第5条 生存	
第6条 文化	
第3章 まちづくりの基本原則	2
第7条 まちづくりの基本原則	
第4章 市民の権利及び役割	3
第8条 市民の権利	
第9条 市民の役割	
第5章 市議会等の役割と責務	3
第10条 市議会等役割と責務	
第6章 市長等の役割と責務	4
第11条 市長等の役割と責務	
第12条 市職員の役割と責務	
第7章 参画と協働	4
第13条 参画及び協働の原則	
第14条 参画・協働機会の保障	
第8章 コミュニティ	5
第15条 コミュニティ	
第9章 市政運営の原則	5
第16条 総合計画	
第17条 健全な財政運営	
第18条 情報の公開	
第19条 個人情報の保護	
第20条 行政サービス	
第21条 説明責任・応答責任	
第22条 行政評価	
第10章 住民投票	6
第23条 住民投票	
第24条 請求等	
第11章 その他	6
第25条 他の自治体との連携	
第26条 検証・見直し	
資 料	
1 検討経過	7
2 花巻市まちづくり基本条例検討市民会議委員	9

前 文

早池峰の風かおる恵まれた大自然の中で、花巻の先人たちは「結いの精神」によって心豊かな生活を営み、世界へ文化を発信してきました。

過去と未来のかけはしとしての私達は、花巻が50年後も100年後も豊かなまちであり続けるために、今、子どもたちと一緒に「イーハトーブはなまき」を目指します。生まれて良かったと誇れるまち、住んでみたいまちを創り、みんなが力を合わせて「理想郷」を創ります。

活力に溢れ、文化を発信し、しかも自然の中でやすらぎあるまち、一人ひとりが自分で考えて参画し、みんなの協働でつくりあげる自治のまちを実現するために、この条例を定めます。

【基本的な考え方】

前文では、花巻市の特性やまちのあるべき姿、参画と協働による市民自治の推進等を記述し、この条例が目指している理想を市民に分かりやすく訴えかけることを意図しています。

第1章 総則

第1条 目的

この条例は、花巻市のまちづくりの基本的な事項を定めるとともに、市民、市議会、市それぞれの役割と責務を明らかにし、市民の参画と協働による市民主体の自治により、活力に満ち安心して暮らせる、魅力ある花巻市を実現することを目的とします。

第2条 言葉の定義

この条例に使われる言葉は、次のとおり定義します。

- (1) まちづくり 自分たちのまちを自分たちでつくり育てることをいいます。
- (2) 市民 市内に居住する人、市内で働く人、市内で学ぶ人、活動する人、事業を営む人及び団体・法人をいいます。
- (3) 住民 永住外国人を含め、花巻市に住所を有する者をいいます。
- (4) 参画 市民が、まちづくりに主体的に参加し、行動することをいいます。
- (5) 協働 まちづくりのために市民、市議会及び市が、それぞれの役割と責務をもって、ともに参加し行動することをいいます。
- (6) 市 市長及びその他の執行機関をいいます。
- (7) コミュニティ 生活をより良くするために、多様な参画を通して形成されるNPOや地域コミュニティ等の組織や集団をいいます。
- (8) 結い 相互扶助の精神で互いに集まり、行動することをいいます。

第3条 条例の位置付け

この条例は、花巻市の最も基本的な理念・行動原則であり、最高規範です。市民、市議会及び市はこの条例を遵守し、市は、計画の策定や新たな条例・規則等の制定を行います。また、この条例の趣旨に沿って既存の条例・規則等の見直しや整備を行います。

【基本的な考え方】

第1章では、この条例全体に共通する総括的な定めとして、この条例の目的や基本的な用語、自治体の憲法ともいうべき最高規範としての位置付けについて規定しています。

なお、定義では「市民」と「住民」を区別し、この条例が市民一人一人にとって分かりやすいものとなるよう配慮しています。

第2章 まちづくりの基本理念

第4条 子ども

- (1) 花巻にとって、すべての子どもは貴重な財産です。すべての子どもは年齢に応じて守られ、健やかに育ち、教育を受け、一人の人格として自由に考え、発言し、活動する権利があります。
- (2) 市民、市議会及び市は、すべての子どもが自然に触れ、健全な環境のもとで健やかに育つことを保障します。

第5条 生存

「世界がぜんたい幸福にならないうちは個人の幸福はあり得ない」の精神に基づき、花巻市は平和な地域社会を維持し、安全で安心して暮らし続けるまちづくりを推進します。

- (1) 花巻には、緑と水と湯の豊かな大自然があります。これらは未来へ継ぐべきかけがえのない財産です。花巻市は、里山や農村風景、歴史ある街並み等を保全しながら、快適な住環境をつくり、自然との共生が可能な循環型の地域社会を目指します。
- (2) 市民には、健やかに生まれ、いきいきと生活し、健やかに老いる権利があります。適正な人口を維持しつつ、花巻市は、保健、医療及び福祉の充実を推進し、すべての人に優しいまちづくりに努めます。
- (3) 活力に満ちたまちづくりを実現するために、地域経済の活性化と産業振興は必須条件です。花巻市は、農林業を守り育て、商工業、観光業を育成し、企業を育て、また新たに誘致し、産学官の連携による起業を育成します。

第6条 文化

- (1) 文化都市として、花巻は優れた遺産を世界に発信してきました。これらの風土や文化は、市民の精神的な支柱であり、今後も継承し守り育てる一方、新しい文化を創造するように努めます。また、郷土愛を育てつつ、異文化を理解して国際感覚を深めます。
- (2) 市民には、各年齢に応じて生涯にわたり学ぶ権利があります。市は、教育の質と量の向上を図り、教育環境を整備します。

【基本的な考え方】

第2章では、まちのあるべき姿、50年後、100年後はこんなまちにしたいという市民、市議会、市共通の基本的な考え方について規定しています。

中間報告の時点では3つの章で構成されていましたが、出来る限り普遍的な内容に集約し1つの章として再構築しています。

第3章 まちづくりの基本原則

第7条 まちづくりの基本原則

- (1) 市民、市議会及び市は、この条例の基本理念に基づき、結いの精神を大切にし、参画と協働による市民自治によってまちづくりを行います。
- (2) 市民、市議会及び市は、互いに情報を共有し、市民主体の自治によってまちづくりを行います。

【基本的な考え方】

第3章では、第2章の基本理念を実現するための方法として、参画と協働により市民自治を実現することを基本原則に規定しています。

第4章 市民の権利及び役割

第8条 市民の権利

- (1) 市民は、良好な環境の中で平和で安全に生きる権利があります。
- (2) 市民は、市政に参画する権利があります。
- (3) 市民は、行政サービスを公平に受ける権利があります。
- (4) 市民は、市議会及び市が保有する情報を知る権利があります。

第9条 市民の役割

- (1) 市民は、まちづくりの主体者であることの役割を認識し、地域コミュニティやNPO等を中心とする市民自治に、自ら参画するよう努めるとともに、自らの発言と行動に責任を持ちます。
- (2) 市民は、まちづくりに伴う負担を担う役割があります。
- (3) 事業者、団体及び法人は、この条例を遵守して花巻と共生します。

【基本的な考え方】

第4章では、市民がまちづくりにおいて主体的に関わるために必要な権利と、まちづくりの主体であることを自覚し行動するべき役割について規定しています。

なお、第8条の「行政サービス」は、行政活動全般に係る内容を意味し、行政サービスを向上してほしいという市民の願いを込めたものです。

第5章 市議会等の役割と責務

第10条 市議会等の役割と責務

- (1) 市議会は市政の運営を監視し、けん制します。
- (2) 市議会は、政策提言及び政策立案を行います。
- (3) 市議会は、市民の意思を代表する議決機関としての役割を果たすため、多様な市民の意見を広く集約します。
- (4) 市議会議員は、市民に対し市議会活動等の説明責任を果たすとともに、公平・公正かつ誠実に職務を遂行します。

【基本的な考え方】

第5章では、市民の代表機関としての役割を再確認するとともに、政策提言・立案の規定を加えることで、議会の活性化を期待するものです。

第6章 市長等の役割と責務

第11条 市長等の役割と責務

- (1) 市長等は、この条例を遵守して市政を運営します。
- (2) 市長は、市民に対し、行政サービスを効果的かつ効率的に提供します。
- (3) 市長は、行政サービスを向上させるため市職員の能力向上に努めます。

第12条 市職員の役割と責務

- (1) 市職員は、この条例を遵守し、市民への奉仕者として公平、公正かつ能率的にその職務を遂行します。
- (2) 市職員は、まちづくりを推進するために必要な知識・技能等の能力の向上に努めます。
- (3) 市職員は、自らも市民としての自覚を持ち、地域活動等に率先して参加するように努めます。

【基本的な考え方】

第6章では、市長を含めた執行機関や市職員が、市民のための行政として公平・公正、迅速、効率的に職務を執行するとともに、まちづくりの専門職としての役割を規定しています。

第7章 参画と協働

第13条 参画及び協働の原則

市民、市議会及び市は、市民自治を推進するため、それぞれの役割と責務に基づいて参画し、協働することを原則とします。

第14条 参画・協働機会の保障

- (1) 市民は、市に対して、必要に応じパブリックコメント(意見公募)やタウンミーティング(対話集会)、各種審議会等の委員公募を要求することができます。
- (2) 市は、市民の参画及び協働を推進するために制度の整備を行い、市民自治を保障します。
- (3) 市民の参画と協働について必要な事項は、別に条例で定めます。

【基本的な考え方】

第7章では、市民、市議会、市が参画と協働の原則に基づき自治を推進し、その機会を市が保障することを規定しています。

なお、市民参画・協働の仕組みについては、市内部だけではなく議決を経た条例によるべきとの考えから、別に条例を定めることとしています。

第 8 章 コミュニティ

第 15 条 コミュニティ

- (1) 市民は、地域の課題を解決するために地域コミュニティを形成し、自ら積極的に参画し、これを守り育てるように努めます。
- (2) 市議会は、地域コミュニティやNPO等の自主性及び自立性を尊重します。
- (3) 市は、市民自治の場となる地域コミュニティやNPO等の自主性及び自立性を尊重し、守り育てます。

【基本的な考え方】

第 8 章では、地縁型とテーマ型のコミュニティに対し、市民は積極的に関わりを持って地域の課題解決に努めるとともに、市議会や市はコミュニティの自主性・自立性を尊重することを規定しています。

第 9 章 市政運営の原則

第 16 条 総合計画

市は、この条例に基づいた総合計画を定め、これを実施します。

第 17 条 健全な財政運営

市は、健全な財政運営に努め、その状況を市民に分かりやすく公表します。

第 18 条 情報の公開

市は、市民の知る権利を保障するために、情報公開を推進します。

第 19 条 個人情報の保護

- (1) 市は、個人情報を保護し、漏えいを防止します。
- (2) 市は、市民から自己に関する個人情報の開示、訂正及び削除の請求が行われた場合、正当な理由がない限り、これに応じます。

第 20 条 行政サービス

- (1) 市は、地域格差や差別が生じないように、公平な行政サービスを行います。
- (2) 市は、市民共有の財産である公の施設について、広く市民の声を聞きこれを運営します。

第 21 条 説明責任・応答責任

市は、市民に対し、市政に関する事項を分かりやすく説明します。また、市民から寄せられた意見・要望等に対し、速やかに誠実に応答します。

第 22 条 行政評価

市は、施策や事業について市民参画のもとで客観的な行政評価を行い、その結果を分かりやすく公表します。

【基本的な考え方】

第 9 章では、具体的な市政運営の基本的事項として、「総合計画」「財政運営」「情報公開」「個人情報の保護」「行政サービス」「説明・応答責任」「行政評価」を規定しています。

なお、第 22 条の「行政評価」を客観的に行うため、市民参画が必要と考えます。

第 10 章 住民投票

第 23 条 住民投票

- (1) 市長は、市政に係る重要事項について、住民の意思を市政に反映するため、住民投票を実施することができます。
- (2) 市民、市議会、市は、住民投票の結果を尊重します。

第 24 条 請求等

- (1) 満 18 歳以上の住民は、市政に係る重要事項について、その総数の 10 分の 1 以上の者の連署をもって、市長に対して住民投票の実施を請求することができます。
- (2) 市議会は、市政に係る重要事項について、議員定数の 12 分の 1 以上の者の賛成を得て議員提案され、かつ、議会の過半数の賛成により議決したときは、市長に対して、住民投票の実施を請求することができます。
- (3) 市長は、市政に係る重要事項について、自ら住民投票を発議することが出来ます。
- (4) 市長は、第 1 号及び第 2 号のいずれかの場合、住民投票を実施します。
- (5) 住民投票の投票権を有する者は、満 18 歳以上の住民とします。
- (6) 住民投票について必要な事項は、別に条例で定めます。

【基本的な考え方】

第 10 章では、常設型の住民投票制度について規定しています。永住外国人を含めた 18 歳以上の住民の 10 分の 1 以上の連署のほか、市議会、市長それぞれに請求権を認め、必要な事項は別に条例を定めることとしています。

第 11 章 その他

第 25 条 他の自治体との連携

市は、共通する課題を解決するために、他の自治体と相互に連携し、協力するように努めます。

第 26 条 検証・見直し

- (1) 市は、花巻のまちづくりがこの条例に基づいて行われているかどうかを、市民参画のもとで検証しその結果に基づいて必要な措置を講じます。
- (2) 市は、4 年を超えない期間ごとに、この条例の規定について市民参画のもとで見直し、その結果により必要な措置を行います。

【基本的な考え方】

第 11 章では、他の自治体との連携の必要性、条例に基づくまちづくりの検証、条例の実効性を確保するための見直しについて規定しています。

資料

1 検討経過

平成18年度

第1回市民会議	平成18年 12月15日	・講演(「なぜ、まちづくり基本条例が必要か」県立大学高橋秀行教授) ・委員長、副委員長選出 ・意見交換(今後の進め方について)
第2回市民会議	12月27日	・学習会(他自治体の先進事例について)
第3回市民会議	平成19年 1月16日	・学習会(市の基本構想、財政状況、市民憲章等)
第4回市民会議	2月9日	・意見発表(委員一人一人から思いを発表) ・意見交換(今後の進め方、市民との情報共有等)
第5回市民会議	2月20日	・これまでの検討結果の確認 ・意見交換(今後の進め方について) ・グループワーク(条例に盛り込みたい内容について)
第6回市民会議	3月9日	・講演(「大和市自治基本条例の制定」神奈川県大和市 柴田豊氏) ・意見交換(講演内容を中心に)

平成19年度

第7回市民会議	4月20日	・意見交換(今後の日程、進め方について)
第8回市民会議	5月10日	・グループワーク(花巻らしさ、盛り込みたい項目について) ・条例検討チーム、PI検討チームの編成
第9回市民会議	5月21日	・グループワーク(第8回継続)
第10回市民会議	6月11日	・意見交換(花巻らしさ、前文の内容、章・条としたい項目等)
第11回市民会議	6月19日	・検討チーム別検討(活動内容について)
第12回市民会議	6月27日	・検討チーム別検討会
条文検討会議(1)	7月3日	・条文チームによる「たたき台」の検討
第13回市民会議	7月9日	・検討チーム別検討会

条文検討会議(2)	7月14日	・条文チームによる提案内容の検討
第14回市民会議	7月31日	・意見交換(職員プロジェクトチーム意見、考える会実施結果について)
第15回市民会議	8月20日	・意見交換(中間報告内容の修正点等)
第16回市民会議	9月10日	・協議(定義、概念の確認)
起草委員会(1)	9月13日	・条例骨子案の作成等
起草委員会(2)	9月18日	・定義、住民投票の規定等
第17回市民会議	9月21日	・協議(起草委員会条例骨子案、条項等)
第18回市民会議	9月25日	・協議(前文、条項について)
起草委員会(3)	9月27日	・市民会議素案の修正
第19回市民会議 ・職員プロジェクト チーム合同会議	10月1日	・職員プロジェクトチーム指摘事項等について協議
第20回市民会議	10月9日	・市民会議提言書について

2 花巻市まちづくり基本条例検討市民会議委員

No	区 分	氏 名	所属団体等	備 考
1	第1号委員 公共的団体 から推薦さ れた者	大 原 範 子	花巻市社会福祉協議会	
2		佐々木 信 行	花巻青年会議所	平成19年5月21日より (前委員 塚澤 晋 ~5/20)
3		藤 本 一 廣	花巻市PTA連合会	
4		宮 森 祐 昭	花巻市区長会	
5	第2号委員 知識経験を 有する者	岩 淵 満智子	花巻市地域自治推進委員会	
6		高 橋 志 郎	大迫地域協議会	
7		中 村 順 子	石鳥谷地域協議会	
8		猿 舘 祐 子	東和地域協議会	副委員長
9	第3号委員 公募による	阿 部 善 郎	公募	
10		板 垣 武 美	公募	
11		熊 谷 裕 子	公募	
12		佐々木 克 広	公募	
13		佐 藤 豪	公募	
14		佐 藤 建	公募	
15		清 水 良 彦	公募	
16		高 橋 岳 志	公募	
17		林 正 文	公募	
18		丸 山 暁	公募	委員長